

「前橋市屋外広告物条例」改正に関する意見について

募集期間 令和7年8月25日(月)から令和7年9月24日(水)まで

住 所		氏 名	
提出区分	市内に(在住・在勤・在学) その他	← 該当区分を選んでください。	

意 見 掲 載 欄

--

※ 提出方法については裏面をご覧ください。

ご意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出して下さい。なお、郵送以外は令和7年9月24日(水)必着となりますので、注意願います。

◇ 提出方法

(1) 郵送による場合(令和7年9月24日(水)当日消印有効)

371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号 前橋市役所 都市計画課 行

(2) ファクシミリによる場合 027-221-2361

(3) 電子メールによる場合 toshikeikaku@city.maebashi.gunma.jp

(4) 直接提出いただく場合

市庁舎(9階 都市計画課、2階 情報公開コーナー)、各支所・市民サービスセンター、各コミュニティセンター、中央公民館、各公民館の窓口へ直接ご提出ください。

※ 意見募集結果の公表の際には、ご意見以外の内容(住所・氏名)は公表しません。

※ 個別には回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

◇ 問い合わせ先

前橋市役所 都市計画部 都市計画課 景観・歴史まちづくり係
電話 027-898-6974(直通)